

アイヌ政策推進会議の開催について

平成 23 年 2 月 4 日
内閣総理大臣決裁
平成 23 年 6 月 1 日
一部 改正
令和 4 年 1 月 8 日
一部 改正

1 趣旨

アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、アイヌ政策推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成

会議の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるとときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

座 長 内閣官房におけるアイヌ施策に関する事務を担当する国務大臣

座長代理 座長が指名する者

構 成 員 座長が指名する有識者

3 作業部会

会議は、必要に応じ、作業部会を開催することができる。作業部会の構成員は、座長が指名する。

4 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 その他

(1)前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(2)「アイヌ政策推進会議の開催についての廃止について」（平成 23 年 2 月 4 日内閣官房長官決裁）による廃止前の会議がこれまで検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。

附 則

1 この決裁は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

2 この決裁の施行の際現に従前のアイヌ政策推進会議の構成員である有識者は、この決裁の施行の日に、アイヌ政策推進会議の構成員として座長が指名したものとみなす。

附 則

この決裁は、令和4年12月16日から施行する。